

【学校からのお知らせ・お願い】

○書きぞめの練習について【3～6年生】

- ・3年生以上において、練習が始まりますので、用具の用意をお願いします（書きぞめ用太筆・中筆・筆巻・書きぞめ用下敷き・文鎮・墨液・新聞紙1日分・墨池・筆入れよりのジッパー袋・レジャーシート）。

○さいたま市教育研究大会について

- ・11月16日（木）は、木曜時程3時間授業で、下校時刻は11時20分です。
- ・4年2組は、他校から参観者を招き、5時間目に音楽の公開授業を行います。お弁当・水筒の用意をお願いします。また、4年2組の下校時刻は、14時45分です。
- ・当日は、校庭を参会者の駐車場として使用します。放課後の来校はご遠慮ください。

○開校45周年記念航空写真撮影について

- ・10月24日（火）に予定していましたが、欠席者が多かったため、11月20日（月）に延期しました。
- ・写真の販売を予定していますので、後日、連絡をご確認ください。

○個人面談について

- ＜期間＞ 11月20日（月）～28日（火）
- ・面談を通して、ご家庭と連携し、一人ひとりの児童に応じた指導・支援ができるようにしていきます。
- ・個人面談期間中は、特別日課の5時間授業で、下校時刻は13時45分です。

○集金について

- ・個人面談の際に、学年費の集金をします。
- ・集金額は、各学年によって異なりますが、8,000円～10,000円です。
- ・集金の際は、配布した集金袋に記載された額を入れて、持ってきてください。
- ・**お礼での集金**にご協力をお願いします。

○学校評価（保護者アンケート）について

- ・保護者や地域と連携した開かれた学校づくりのために行います。
- ・後日、学校安心メールで回答フォームのURLをお知らせしますので、ご協力をお願いします。

○前期会計監査について

- ・10月27日（金）にPTA本部役員により、学年費と学校給食の前期会計監査を行いました。
- ・監査の結果相違はありませんでした。
- ・監査結果は学校ホームページに掲載しております。原本については、学校で保管しています。

○PTA除草作業について（お礼）

- ・10月10日（火）にPTA活動として2回目の除草作業を実施しました。
- ・朝早くから多くの保護者の皆様にご参加いただきました。
- ・校庭まわりがとてもきれいになりました。ありがとうございました。

○第2回学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

- ・10月20日（金）に第2回目の会合を西原小学校・西原中学校と合同で開催しました。
- ・「おらが地域、おらが学校で育てたい力」というテーマで、委員の方々と活発な意見交換を行いました。

【さいたま市からのお知らせ】

○秋季全国火災予防運動について【岩槻消防署より】

- ・11月9日（木）～15日（水）に秋季全国火災予防運動を実施しています。
- ・2023年度の全国統一防火標語は『火を消して 不安を消して つなぐ未来』です。
- ・火災から大切な生命や財産を守るため、火災予防を心がけましょう。

【学年からのお知らせ】

【1年】

- 生活科の学習について
 - ・学校だより10月号でお知らせしたとおり、現在、秋の物を集めていただいております。6日（月）までに持たせてください。
 - ・11月の最終週から、家の仕事のお手伝いに取り組む学習が始まります。学校でお手伝いの内容について話し合いますので、ご家庭でできることに取り組んでください。
 - ・あさがおの観察が終わりましたので、個人面談の際に、支柱をお渡しします。2年生でも使いますので、ご家庭で保管をお願いします。植木鉢は、今後チューリップとピオラを植えます。

【2年】

- 生活科の学習について
 - ・11月2日（木）1～3校時、町探検に行きます。（雨天決行）
- ＜見学予定地＞
 - 田島書店、角田商店、増田刺繍工芸店、岩槻区役所、みどり幼稚園、岩槻東口図書館、鈴木人形、岩槻西町郵便局
- 【持ち物】
 - ひも付き水筒・赤白帽子・探検バック・名札
- ・植木鉢、受け皿、じょうろ、ペットボトルを11月7日（火）に持たせてください。なお、2年生の学習において、今後支柱は使いませんが、処分せず、家庭での保管をお願いします。

【3年】

- 消防署見学について
 - ・学級閉鎖のため、11月15日（水）に延期しました。

【4年】

- 小中合同音楽会について
 - ・4年1組が学校代表として、11月1日（水）に参加します。
- 校外学習について
 - ・11月10日（金）に実施します（利根大堰、さきたま古墳等）。
 - ・11月2日（木）に持ち帰るしおりを見て、準備をお願いします。
 - ・当日、参加できなくなった場合は、7時40分までにFormsで学校に欠席連絡をお願いします。

※表面より

○学校における働き方改革推進本部

- ・文部科学省の動向について、詳細は、下の二次元コードからご覧ください。



学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(注)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (給食、地域ボランティア等)	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (給食、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。

※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。

⑬進路指導
(事務職員や外部人材との連携・協力等)

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針について（清野）（第212号）（平成31年1月25日）

○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会議員の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

＜ 特別支援教育だより ～かけはし～ ＞

- 児童の不適切な行動については、結果だけを見るのではなく、不適切な行動をする背景を探ることが最重要になります。
- 背景を探ると、不適切な行動の目的そのものに悪意はなく、児童にとってその行動は必然だったと考えられることがほとんどです。
- アドラー心理学では、不適切な行動をとる児童の究極的な目標は、共同体内での「居場所作り」とされています。
- そこで、不適切な行動をとる児童が安心して生活できる環境を作ることが大切です。